

## ペナン消費者協会の活動に想う

大木 一訓

筆者は昨年10月末から11月初めにかけて、愛労連、愛商連、愛知労問研の人たちと一緒に、マレーシアとタイを訪ね、現地労働組合の幹部・活動家たちと交流したり、愛知県から現地に進出した日系中小企業を見学したりする機会に恵まれた。これはもともと、昨年6月末に開かれた全労連主催「アジア・太平洋労働組合シンポジウム」の成果の一つとして、現地労働組合との直接交流が可能となったことから企画された調査旅行であった。日系企業のアジアへの進出が国内的にも国際的にも大きな問題となっている今日、この調査旅行をつうじて得られた知見は貴重なものであった。

だが、その調査旅行全体についての報告はまた別の機会にゆずって（近く報告書が出る予定）、ここではとくに、旅行途上で立ち寄った「ペナン消費者協会」の活動について報告しておきたいと思う。労働総研の活動ともかかわって、それは、きわめて注目すべき社会活動を展開している「民間研究機関」だったからである。

以下は、インド人女性ディレクター＝スピヤニ氏のわれわれへの説明、「協会」紹介のパンフレット、「協会」内各セクションの見学、何人かの「協会」スタッフへの質問などをつうじて知りえた、その活動内容である。

### 「協会」の目的

マレーシアの保養地として有名なペナン島に

あるこの「協会」は、1970年設立というから、まだ比較的歴史の新しい団体である。それは、消費者および労働者のよりよき生活環境と権利のためにたたかうことを目的として設立された、非営利の民間団体である。政府や自治体からの援助は受けていない。それがふつうの消費者団体と一味ちがうのは、商品・サービスの公正な価格やよりよい質のために活動するだけでなく、消費者の権利擁護と、食料、住居、健康、衛生、公共交通機関、教育、クリーンな環境などの基本的生活条件確保のためにたたかう、という目標をかけていることである。しかも、消費者という場合、その多くを占める労働者を非常に重視している。そして、調査研究・教育・相談活動をつうじて、なによりも庶民の社会的文化的力量を高めることに力を入れていることである。「庶民に発言させる」ことが「協会」の目的であり、当然、活動の中では政府の政策を批判することになることが少くないという。

### 具体的な活動内容

「協会」の活動は、苦情相談、法対策、教育、調査、地域・地方問題、出版、マスコミ、図書館の8つの部門にわかつて展開されている。具体的な活動内容を見てみよう。

(1)苦情相談活動は「協会」の一つの重要な活動領域である。年に3,000～4,000件の苦情相談に応じているという。腹を立てた人たちが直接

---

## 労働総研ウォータリーNo19 (95年夏季号)

訪ねてきて相談する場合が多いが、電話や郵便でも苦情を受け付けている。相談内容の制限はなく、不良食品問題、金製品の重量や品質にかかわる問題、環境への影響問題、行政サービスをめぐる問題、それに誇大広告や訪問販売をめぐる問題等々、ありとあらゆる問題がある。住宅にかかわる苦情では、工期の遅れや欠陥工事をめぐる問題などが多い。だが、もっと多いのは労働問題にかかわる相談で、たとえば、解雇手当を払わないとか、病気休暇を認めない、労災補償が認められない、あるいはそれが年2,000マレーシア・ドルというような非常に低額である、などの苦情がある。さまざまな苦情は、直接当事者に補償させ将来にわたる是正をさせる場合や、担当する行政当局にもちこまれる場合があるが、場合によっては法廷にもちこまれて争われることもある。

(2)法対策部はそうした場合にも対応できるよう設けられ、二人の弁護士と助手が専属で法的な相談に応じている。苦情相談の手助けをするだけでなく、場合によっては、地域社会の法律問題を援助する活動をすすめている。法対策部は、法律関係の文献・資料をたくさん集めた図書館をもっており、判例動向や地方の法制度の動向などもたえずチェックしている。

(3)教育部門の活動では、12人の活動家が活躍しており、小学校から大学までの教育機関や、教員、婦人、青年などの団体・グループ、それに各種の宗教団体などで、消費者問題についての講座、実習、展示会、演劇コンテストなどを組織している。とくに重視しているのは、将来的の親であり政策担当者である学校の生徒たちに対する教育で、全国で200以上の学校に消費者問題のクラブを設立する援助をしている。それらの教育活動を行ううえでの教科書や資料作りを行っているのはもちろんである。「協会」は、次

の世代が消費者の権利や生活保障に自覚的な世代となることを大いに期待している。

(4)地域・地方問題部門 (community and rural section) では、農村地方や地域社会の恵まれない人々のための活動をしている。たとえば、マレーシアにはパーム椰子やゴムのプランテーション（大規模農地）があるが、そこで労働者の生活はまずしく、一部屋に6人の家族が住んでいることもめずらしくない。電気や水道のない家も多い。こうした生活の基本的条件が満たされていない人々は、他にも、漁民、農民、ゴム園小所有者、借家人、不法居住者など、非常に多い。最近では、都市開発にともなう環境問題や土地収容をめぐる問題、都市に流入する人々の住宅問題などの問題も起きている。「協会」は、人々がこれら自分たちの生活問題を社会的に提起する手助けをしている。また、これらの人々の間で、食品、栄養、健康などに関する基本的な消費者教育をすすめていくのも協会の仕事である。教育活動は、対話、討論、個別訪問相談、スライド映写、展示会などの形で行われている。

(5)調査研究部門は、比較的小さな部門ではあるが、さまざまな専門領域に別れて活動している。健康と栄養、食品その他生産物の安全、医薬品、基本的な生活条件、環境、市場での不正行為、金融財政、労働者の権利、非道徳的な広告活動、文化と生活様式、婦人、といった諸問題について、一人ないし数人の担当者がついて調査研究している。麻薬、毒物、食品の安全などについては新製品を購入して調査することもしており、食品の製造方法や食品添加物についての面接調査や、禁止されている薬品が販売されていないかどうかの市場調査もしている。

(6)出版部は、隔週で英語のニュース・レターを出しているほか、マレー語、中国語、タミー

## 国際・国内動向

ル語でも月刊のニュース・レターを出している。漫画入りの小学生向けの月刊誌も作っている。そのほか、他の部門の活動にかかわって、消費者問題にかんするさまざまな著作、報告書、パンフレットを出版している。また、「協会」の教育活動に使う教材やポスターも作っているが、それらは一般にも提供している。

(7) **メディア部門**では、教育活動につかう視聴覚教材（ビデオ、カセット、スライド）をつくり、そろえている。また、「協会」の出版物やポスターを使って、禁酒、禁煙、糖分節制、肥満防止などのキャンペーンを展開することもしている。さらに、ここではテレビや新聞などの広告や記事で、消費者に誤った情報を流していないかどうかを、たえずモニターしチェックしており、問題があれば、連絡して是正させるようしている。ちょうどわれわれが見学したときには、二人の女性スタッフが精力的に日課の新聞の切り抜きをしているところであった。

(8) **図書館**には、本や雑誌とともに、活動にかかわるさまざまな報告書、パンフレット、モニターしている新聞の切り抜きなど、広範囲の資料が収集・整備されていた。労災、食品安全などについても系統的に資料を集めている。日本をふくむ海外からの雑誌・資料の収集も行っているという。図書館の一室には、数百冊もの「協会」関係出版物が所狭しと展示されていた。

### 庶民に根をおろした総合的活動

ペナン消費者協会は、国連のWHO(世界保健機関)にも加盟している「第三世界」最大の消費者運動の組織として、東南アジアの国々では非常によく知られているようである。実際、マレーシアだけでなく、タイで会った人々もほとんどがその存在を知っていた。設立以来4分の1世紀の間に、その活動は高度な発展をとげ、

庶民の生活のなかにしっかりと根をおろしているようである。そのことを疑問の余地なく確認できたのは、「協会」の労働問題担当バーラ氏が、ペナン島対岸のマレー半島に立地しているバタワース工業団地と、そこに進出している日系企業について、賃金労働条件や労資関係をふくむ詳細な実態をわれわれに報告してくれた時である。「日本の労務管理の日系企業も、労働者を低賃金で搾取し、必要となれば容赦なく解雇や下請けの切り捨てをする点で、ドライなアメリカ企業となんら変わらない」という氏の批判に、庶民の立場にたってたたかう「協会」の姿勢が端的に示されていた。

「協会」の活動は、約100人の専従活動家と、かれらに協力する調査員やモニターによって支えられている。マレーシア国民は、主に中国人、マレー人、インド人の三つの人種からなりたっており、おおまかに中国人が経済的実権を、マレー人が政治権力を、インド人が下積みの仕事を、という社会構造になっていると言われるが、「協会」の各部門を見学した印象では、活動家にはインド人が多く、次いでマレー人が多い、という実態のように見受けられた。専従活動家にはきちんと通常の給料が支払われているということである。

驚くのは、マレーシア国内ばかりでなく国際的にも展開されている、これだけの大規模で多面的な活動が、一切の公的援助なしに、また会員組織や会費収入もなしに行われていることである。必要とされる莫大な活動費はどうやって調達しているのだろうか。財政的には主に、出版物からの収入、苦情相談で問題を解決した時の補償金からの寄付、委託調査報酬でまかなっている、というのがわれわれの質問への答だった。ただ、実際にはその他にも、「協会」への寄付がかなりあるようである。たとえば、「協会」

## 労働総研ウォータリーNo19（95年夏季号）

本部は高級住宅地域の広々とした敷地に数棟の建物をかまえていたが、それはある篤志家からの提供によるものだということであった。筆者が確認したところでも、会員からの会費収集はないけれども、恒常に寄付をしてくれる人たちはいるということである。それは、「協会」活動への広い社会的支持があつてのことであろう。

「協会」の活動で感心したのは、その活動の総合性であり、各専門部門間の多面的なチームプレイによって生み出されている高度な活動成果である。日本でいえば、労働総研、全労連調査

部、労働者教育協会、自由法曹団、生協、等々がみな一つにまとまって活動しているような内容であり、そこから非常にインパクトのある社会的影響力が生み出されているということである。日本でのわれわれの活動も、いま少し総合的有機的な活動のあり方を考えなければならぬではなかろうか。

ともあれ、いろいろ考えさせられることの多い、ペナン消費者協会訪問であった。

（常任理事・日本福祉大学教授）

# 悪化する母性保護—全損保支部調査から

北山 利夫

## はしがき

特に男女雇用機会均等法施行（1986年）以来、母性保護の問題は実質的に形骸化されつつあるように思われる。それは男女雇用機会均等法が、始めから歴史的所産である男女の性的差違にもとづく各種の労働保護（深夜業禁止、危険有害業務の制限、残業・休日出勤の制限、その他母性保護等）をないがしろにするといった危惧が強く懸念されたところであった。

全損保のある支部では1973年から1993年にかけて、男女各約1千人を調査対象者として隔年毎に実施している健康状態実態調査で既に12回を重ねている。最新の調査時期は1993年11月、男子1,084人、女子947人、合計2,031人であった。ここでは実施した調査の結果から、その一

部ではあるが生理休暇その他女性保護の部分のみに絞って実証的に紹介し参考に供したい。

（注）資料はいずれも本調査によるものである。

## 労働環境の変遷の概要

本題に入る前に、この全損保支部の今までの過去20年間の労働環境の変遷の概況について触れておこう。まずこの調査のきっかけは、当時のわが国経済の高度成長から、オイルショックを経、仕事は高密度化、過長時間労働が進行し、金融機関では事務機械化が行なわれ職業性「頸肩腕障害」が発生するなど過労性に伴なう健康障害が顕在化し始めた頃であり、高度経済成長に伴なう健康障害の後遺症を検証することにあった。

その後金融機関は金融自由化に伴なう「新金